

第1節 生物多様性の保全および持続可能な利用

1 生物多様性保全活動の促進

1-1 自然環境保全地域の指定

すぐれた自然環境を維持している地域を保全するため、三重県自然環境保全条例に基づき、藤原河内谷地域等5地域を自然環境保全地域に指定しています(表2-1-1)。

また、自然環境保全地域等の自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導員により、自然環境地域や希少野生動植物主要生息生育地等において、自然環境の保全に関する情報収集を行うとともに、貴重な植物等の採取、鳥獣の殺傷・捕獲、その他自然資源の乱掘を行わないよう、地域住民に対して指導・助言を行いました。

表2-1-1 三重県自然環境保全地域の指定要件

区域の状況	規模要件
①すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	10ha以上
②地形・地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	2ha以上
③その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・湿原・河川の区域	1ha以上
④植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域の自然環境が①～③に相当する程度を維持している区域	1ha以上

1-2 自然公園等の管理・保護

県内のすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために、自然公園法および三重県立自然公園条例に基づき自然公園が指定されています。

平成28(2016)年3月末現在、県内には国立公園2か所、国定公園2か所、県立自然公園5か所があり、その面積は208,394haで県土の約36.1%を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画(保護計画および利用計画)に基づ

いて管理・整備されています。このうち保護計画では、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域(第1種、第2種、第3種)、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員などにより、公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導などを行いました。

自然公園法、三重県立自然公園条例、三重県自然環境保全条例に基づき、国定公園、三重県立自然公園、三重県自然環境保全地域で行われる行為に対して指導・助言を行いました。

1-3 開発行為の届出制度

三重県自然環境保全条例に基づき、一定規模の自然地が含まれた開発行為を行おうとする事業者に対して、希少野生動植物の保護や地域特性に配慮した緑化を求ることにより、自然環境損壊の抑制を図ります。

1-4 みえ生物多様性推進プラン

県では、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくための計画として「みえ生物多様性推進プラン(第2期)」を策定しています。

本プランは、これまでの成果と課題を検証し、達成されなかった「生物多様性に関する理解の促進」を念頭に、重点方針「みんなで学びあおう」、「うまく利用しよう」、「守り、創りだそう」の3つを設定し、それらを実現するために「私たちができること」や「県の具体的な取組」を示し、さまざまな主体との連携のもと、目標の達成に向け取り組んでいます。

1-5 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する野生の哺乳類(一部を除く)、鳥類については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は48種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。

また、平成29(2017)年3月に「第12次鳥獣保護管理事業計画」を策定し、鳥獣保護区等を計

第2部 計画の各施策における平成28年度の取組結果

第2章 基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」の取組結果

画的に設定するとともに、被害防止の捕獲の許可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図りました(表2-1-2、表2-1-3)。

表2-1-2 鳥獣保護区等の設定状況(県設定)

(平成29年3月末現在)

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休獵区	特定獵具使用禁止区域	指定獵法禁止区域
箇所数(箇所)	84	7	0	113	9
面積(ha)	45,827	613	0	67,144	25,764

表2-1-3 鳥獣保護事業実施状況

区分	概要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、特別保護地区、休獵区、特定獵具使用禁止区域等の設定および管理
ポスター募集	小・中学生、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病野生鳥獣救護医師、傷病鳥獣ボランティアの登録および傷病鳥獣の救護

1-6 移入種による影響対策の推進

平成15(2003)年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することを禁止するなどの規定を整備し、その普及啓発を行いました。

また、平成25(2013)年9月に改正・施行された動物の愛護および管理に関する法律において、動物の所有者の責務として「終生飼養」が明記されるとともに、動物の遺棄等に関する罰則が強化されたことから、動物取扱業者や県民に対し、動物の終生飼養や遺棄防止の普及啓発を行いました。

1-7 開発行為等の指導

宅地開発については都市計画法および三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、都市の健全な発展に資するため、秩序ある整備と乱開発の防止に努め、宅地開発の環境の適正化を図るよう指導しています。

2 里地里山里海の保全

2-1 里地里山保全活動計画の認定制度

地域の住民団体等による里地里山における自然環境保全活動を促進するため、三重県自然環境保全条例において、里地里山保全活動計画の認定制度を設け、保全活動を行う団体への情報提供を行っています。

平成28(2016)年度末現在で38団体の活動を認定しています。

3 希少な野生動植物の保護

3-1 天然記念物指定による動植物の保護

文化財保護法および三重県文化財保護条例に基づき、学術的に価値の高い動植物を天然記念物に指定し、保護を行っています。

天然記念物を適切に保全していくため、該当する市町に対して必要な助言をしています。開発事業等においても、その影響を可能な限り少なくするよう、隨時、事業者に対して必要な助言・指導をしました。

また、地域住民の自主的な保全活動の活性化、地域の財産としての活用を図るために、天然記念物の保全活動等に対して補助事業を6件実施しました。

3-2 希少な野生動植物の保護

「三重県レッドデータブック2015」の発刊の際の調査結果をふまえ、平成29(2017)年3月末に新たに三重県指定希少野生動植物種10種を追加指定しました。

また、希少野生動植物種の生育調査や、保全活動を16か所(22回)で実施しました。

4 水辺や沿岸の環境保全

4-1 ため池周辺等の整備

ため池や農業用水は、農業生産施設としてのみならず農村地域の景観形成、親水機能発揮、生活用水の提供など重要な役割を担っていることから、ため池等を保全管理するとともに、豊かで潤いのある憩いの場として親水公園等を整備しています。

現在、ため池等の農業利水施設を活用した親水公園等を整備することとしており、平成28（2016）年度には、次の2地区の整備を行いました（表2-1-4）。

表2-1-4 ため池周辺等の整備状況（平成28年度）

地区名	所在地
斎宮池	明和町、玉城町
木曽岬2期	木曽岬町

4-2 海岸の水際線の保全・再生

伊勢湾沿岸の海岸堤防については、昭和28（1953）年の台風13号および昭和34（1959）年の伊勢湾台風以後に築造されたものが大部分で、築後50年以上経過し、老朽化が著しい箇所も見られることから、安全性の確保・向上とともに、環境面にも配慮した整備を図る必要があります。

また、熊野灘沿岸における熊野市以南の約20kmに及ぶ海岸線は、太平洋からの荒波が直接襲来するため、海岸線の侵食が甚だしい地域となっています。

こうした中で、高潮・侵食の対策を強力に推進するとともに、生態系に配慮しつつ人びとが安心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る必要があります。

4-3 砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、過去に土砂災害が発生した箇所、あるいは土砂災害の発生のおそれがある箇所です。一方で、貴重な動植物が存在するなど豊かな自然環境を有している地域が多く、人びとの憩いの場となっています。このため、砂防事業は土砂災害を防止しつつ良好な自然環境を残すことが求められています。このような二つのを実現するために、流域全体を対象として総合的な取組が必要であり、施設整備においては、このことを考慮して事業を進めています（表2-1-5、表2-1-6）。

表2-1-5 砂防事業実施箇所（平成28年度）

内容	実施場所
通常砂防	西之貝戸川（いなべ市） ほか32溪流

表2-1-6 砂防事業の主な工法における環境の配慮の内容

種類	環境配慮の内容
透過型 砂防堰堤	<ul style="list-style-type: none"> 上流から下流にかけて河川の連続性が分断されないため魚類、動物等が容易に移動できる経路を確保 谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全
渓流保全工	<ul style="list-style-type: none"> 河道内に瀬と淵の創出による自然環境の回復・再生 自然石を利用し魚道を意識した床固工

4-4 海岸・港等における親水空間の整備

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ、緩傾斜護岸、養浜等を整備し、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めました。

4-5 海岸環境の整備

護岸等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した養浜、人工リーフ等を整備しました（表2-1-7）。

表2-1-7 海岸環境の整備状況（平成28年度）

海岸名等	事業内容
宇治山田港海岸（伊勢市）	突堤、堤防、護岸、養浜
井田地区海岸（紀宝町）	人工リーフ、養浜

4-6 河川環境

本県の河川は、平成29(2017)年3月末現在、一級河川と二級河川を合わせて、554河川、総延長にして2,543.4kmあり、地理的に3つのゾーンに分類することができます(表2-1-7)。

- (1) 環伊勢湾ゾーンの河川は、木曽三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- (2) 伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、全て木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。
- (3) 熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

表2-1-7 三重県の河川(平成29年3月末現在)

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長(km)
環伊勢湾	一級河川	木曽川	27	89.1
		鈴鹿川	46	246.3
		雲出川	40	256.7
		櫛田川	68	237.6
		宮川	55	305.3
		小計	236	1135.0
	二級河川	24水系	98	506.9
	計	29水系	334	1641.9
伊賀内陸	一級河川	淀川	96	449.7
熊野灘	一級河川	新宮川	30	166.7
	二級河川	49水系	94	285.2
	計	50水系	124	451.9
合計	一級河川	7水系	362	1751.4
	二級河川	73水系	192	792.0
	計	80水系	554	2543.4

海岸延長については、平成29(2017)年3月末現在で約1,100kmで、そのうち海岸保全区域に指定された海岸線は約527kmです。

海岸は大別して、伊勢湾口の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に分かれます。前者は単調な海岸線と緩い海底勾配になっているのに対し、後者は複雑なアス式海岸線と急な海底勾配となっています。

4-7 自然環境に配慮した川づくりと親水空間の形成

(1) 河川環境の保全

水辺空間が生み出す多様な自然環境を次世代に引き継ぐため、河川環境の保全に配慮した川づくりを進めています。

(2) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

治水、利水の機能だけでなく、潤いとふれあいのある水辺空間を創出する施設整備を推進しています。

4-8 河川・渓流・湖沼の保全・再生

(1) 河川改修の実施における配慮

近年の良好な環境を求めるニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、多様な自然環境のある空間としての役割を期待されるようになってきています。

このような社会的要請のもと、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然環境の積極的な保全または回復をめざし、自然環境に配慮した川づくりを行っています。

平成28(2016)年度には、二級河川志原川で景観に配慮した緑化型張ブロックを使用した護岸等の整備を実施しました。